

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

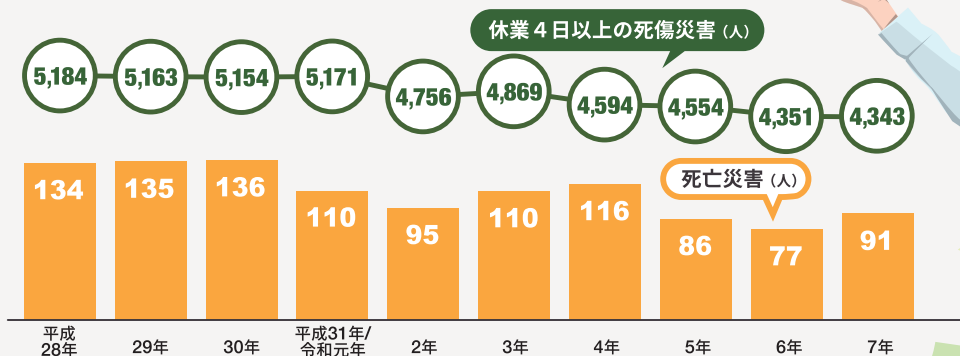
実施期間：令和8年8月1日 ▶ 9月10日

建設業における墜落・転落災害は、法令等の整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実等により減少傾向にありましたが、令和7年は、足場、開口部等からの災害が増加し、死亡災害に占める割合が、33.2%（232人のうち77人）から、42.5%（214人のうち91人）となり、極めて深刻な状況になっています。また、依然として建設業が死亡災害全体に占める割合は、3割を超える状況です。

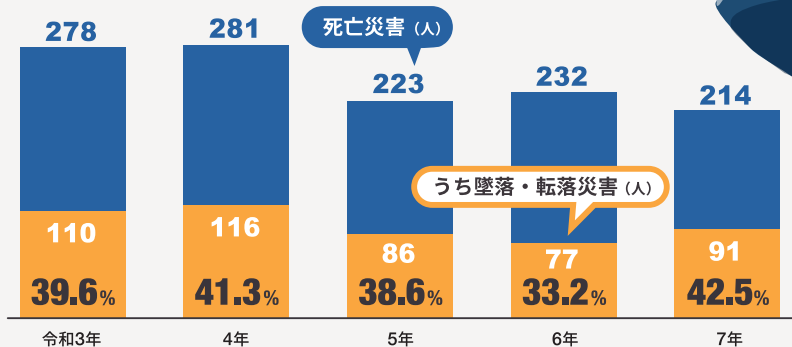
令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」でも墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間に対して、15%以上減少させることを目標の一つとして掲げており、より一層の取組が必要です。最も暑く過酷な作業環境となる期間に、墜落・転落災害の防止対策の実施について改めて周知徹底をお願いいたします。



建設業における 墜落・転落災害 発生状況



建設業における 死亡災害に占める墜落・転落災害の割合



フェールセーフ及びフルプルーフ思想に基づき、設計段階、計画段階等でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することを最優先に、設備面での対策、安全教育の実施、作業主任者の選任等の管理面での対策、適切な安全帯（墜落制止用器具）の使用等の重層的な対策に取り組む必要があります。



主 な 重 点 事 項

1 リスクアセスメントの実施

設計段階、計画段階等において
リスクアセスメントを実施し、高所
での作業を必要としない、又は高所
での作業が少なくて済む工法や作業
方法を採用するなど、危険有害要因
を根本から除去しましょう。

リスクは
低減！除去！



3 安全帯(墜落制止用器具)の使用

高さが2 m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難
なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に取り外
すときには安全帯を使用させてください。その場合、防網
を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方
法等を関係作業者に周知してください。また、高さが5 m
を超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型

の安全帯を使用させて
ください。

フルハーネス型・胴
ベルト型いずれの安全
帯においても構造規格
に適合したものとし、
使用に当たっては使用
前点検を実施してくだ
さい。併せて、フック
の掛け替え時には、二
丁掛け安全帯を使用さ
せてください。

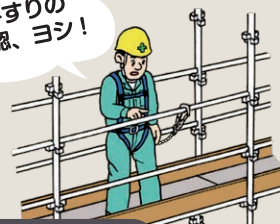


フルハーネス型安全帯の
適切な使用

2 作業床の設置

高さが2 m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及
ぼすおそれがある作業を行う場合には、適切な作業床を設
置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設け
ましょう。ただし、作業床を設けることが困難な場合に
は、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落に
よる作業者の危険を防止
するための措置を講じて
ください。改正「手すり
先行工法に関するガイド
ライン」や「墜落防止の
ための安全設備設置の作
業標準マニュアル」に基
づく措置についても取り
組みましょう。

手すりの
確認、ヨシ！



足場で作業するなら、
しっかり「手すり」

4 はしごや脚立の使用

はしごや脚立は足元が不安定な
ため、移動式足場、可搬式作業台、
高所作業車の使用を検討してくだ
さい。どうしてもはしごや脚立を
使用しなければならない場合には、
建災防作成の『低所での作業 あな
たは油断していませんか？』を参考に、はしご、
脚立を安全に使用させて
ください。

可搬式作業台
等の使用を御検討
ください



▼リーフレット▼



Check! 足場の点検について

	作業開始前点検	強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震 又は足場の組立て、一部解体後、変更の後
点検者の資格	—	足場の作業主任者で、足場の組立て等 作業主任者能力向上教育受講者 建災防が行う「施工管理者等のため の足場点検実務者研修」受講者等
点検者の指名	必要	必要
点検の記録	—	点検者の氏名を記載し、点検記録を保存

本キャンペーンの
啓発用ポスター、のぼり等
販売しております

建 災 防
図 書 ・ 用 品
販 売 サイト

